

○福岡県病院事業の設置等に関する条例

昭和四十二年一月十三日

福岡県条例第十二号

福岡県病院事業の設置等に関する条例をここに公布する。

福岡県病院事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が経営する病院事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(病院事業の設置)

第二条 住民の健康保持に必要な医療を行うため、県に病院事業を設置する。

(平一六条例三五・一部改正)

(経営の基本)

第三条 病院事業は、住民の福祉増進に寄与するため病院を経営し、公的医療機関として適正な医療を行うとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 病院の名称、位置、診療科目及び入院定床は、次に定めるところによる。

一 削除

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の七第一項に規定する精神科病院の名称、位置、診療科目及び入院定床は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科目	入院定床
福岡県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市	精神科、神経科、内科、歯科、リハビリテーション科	精神 三〇〇床

(昭四三条例一六・昭四七条例六・昭五四条例一九・昭五四条例二五・昭五六条例三三・昭五六条例三五・昭五七条例二九・昭五九条例二六・昭六三条例五・平元条例二六・平四条例四四・平五条例六・平五条例三九・平六条例三四・平七条例二七・平八条例二五・平九条例二七・平一〇条例九・平一一条例六・平一二条例一九・平一六条例三五・平一七条例一九・平一七条例五八・平一八条例一四・平一八条例五五・一部改正)

(利益の処分及び積立金の取崩し)

第三条の二 病院事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 病院事業は、事業年度末日において企業債を有する場合であって、前項の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額（以下「補填残額」という。）があるときは、その補填残額の二十分の一以上の金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

3 病院事業は、前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その全額を利益積立金として積み立てなければならない。

4 病院事業は、事業年度末日において企業債を有しない場合であって、補填残額があるときは、その全額を利益積立金として積み立てなければならない。

5 前三項の積立金は、それぞれ次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、その目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

二 利益積立金 欠損金をうめる目的

（平二四条例一一・追加）

（資本剰余金の処分等）

第三条の三 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（平二四条例一一・追加）

（欠損の処理）

第三条の四 病院事業は、毎事業年度欠損を生じたときは、利益積立金をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、利益積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金（前

条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。)をもってうめることができる。

(平二四条例一一・追加)

(重要な資産の取得及び処分)

第四条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡の予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上のものとする。

(昭六一条例五四・平一六条例三五・一部改正)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(平一四条例四九・令二条例三・令六条例三・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第六条 法第四十条第二項の規定に基づき、病院事業の業務に関し県議会の議決を要するのは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が二百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第七条 知事は、法第四十条の二第一項の規定に基づき、病院事業に関し、毎年四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を同年五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 資産、企業債及び一時借入金の現在高

四 前各号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、その事由がやんだ後、速やかに、これを作成しなければならない。

(平一六条例三五・一部改正)

(指定管理者による管理)

第八条 福岡県立精神医療センター太宰府病院（以下「太宰府病院」という。）の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、別に規則で定める法人の中から知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(平一六条例三五・追加)

(指定管理者が行う業務)

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 太宰府病院における診療に関する業務
- 二 太宰府病院における使用料及び手数料の徴収に関する業務
- 三 太宰府病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(平一六条例三五・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第十条 第八条に規定する規則で定める法人のうち指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 太宰府病院の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から太宰府病院の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

- 一 太宰府病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- 二 その事業計画の内容が県の精神医療の中核機関としての良質な医療の提供が図られるものであること。

三 他の精神科病院及び精神医療に関する団体との連携協力が円滑に得られる体制を整

えているものであること。

四 その事業計画の内容が太宰府病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

五 精神医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあること。

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(平一六条例三五・追加、平一八条例五五・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第十一条 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が太宰府病院を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、住民が太宰府病院を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 指定管理者が第九条各号に掲げる業務を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる事項については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

(平一六条例三五・追加)

(秘密保持義務)

第十二条 指定管理者及び太宰府病院の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、太宰府病院の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(平一六条例三五・追加)

(協議)

第十三条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他の太宰府病院の管理に関して必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(平一六条例三五・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日から適用する。ただし、次項第二号の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福岡県病院事業の業務状況の作成に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第二十六号）

二 福岡県病院事業の出納その他の会計業務に係る権限の一部を出納長に行なわせる条例（昭和三十九年福岡県条例第二十四号）

(経過措置)

3 昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第四条の規定の適用については、同条中「法第三十三条第二項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十号）附則第二条第三項の規定により適用される法第三十三条第二項の規定により議会の議決を経」とする。

(平一六条例三五・一部改正)

附 則（昭和四三年条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第六号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

2 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和五四年条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第三五号）抄

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第二九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第五四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項第二号の改正規定は、精神衛生法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成元年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年条例第四四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

- 2 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成五年条例第三九号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第三四号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第二七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年条例第九号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第六号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

3 福岡県職員給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一四年条例第四九号）

この条例は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五八号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第一条の規定、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第七十八条第二項の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項の改正規定（「嘉穂郡穂波町」を「飯塚市」に改める部分に限る。）、第六条の規定及び第十条の規定 平成十八年三月二十六日

附 則（平成一八年条例第一四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第五五号）

この条例は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一一号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第三号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第三号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

（平一六条例三五・追加）

休診日	一 次に掲げる日は、緊急の患者を除き、外来患者の診療を行わないことができる。 イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日 ロ 一月二日及び三日並びに十二月二十九日、三十日及び三十一日 二 前号の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、臨時に診療を休止することができる。
診療時間	外来患者の診療時間は、利用者の利便を考慮し、知事と協議して指定管理者が定める。